

## 美作大学・美作大学短期大学部 動物実験に関する指針

### 1 目的

この指針は、美作大学・美作大学短期大学部(以下「本学」という。)において、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(文部科学省告示第71号 H18年6月1日付)の趣旨に沿い、動物実験を科学的且つ倫理的に実施するために、動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示し、動物福祉の観点からも適正な動物実験が実施されることを目的とする。

### 2 適用範囲

本学で行われる全ての動物実験は、美作大学・美作大学短期大学部動物実験に関する指針(以下「指針」という。)及び、別に定める研究倫理に係る諸規に従って実施しなければならない。

### 3 施設・設備の整備

科学的且つ倫理的な動物実験を実施するため、学長は、適切な施設及び設備の整備に努めるものとする。

### 4 教育訓練等の受講

動物実験を実施する研究者(以下「実験者」という。)及び飼育する者(以下「飼育者」という。)は、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管について必要な知識を得るため、学内及び学外で実施される教育訓練等を受講するものとする。

### 5 動物実験委員会の設置

- (1) 本学に動物実験委員会を設置し、指針が適正に運用されるよう助言・指導を行うものとする。また、実験者から申請のあった実験計画書について審査する。
- (2) 本学が設置する動物実験委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### 6 実験計画の立案

- (1) 「実験者」は、動物実験の使用動物数を研究目的に必要な最小限度にと定めるため、適正な実験動物選択、実験方法及び動物を使用しない研究方法の可能性等の検討を行うとともに、動物実験に当たって適正な環境条件を確保しなければならない。
- (2) 実験者は、動物実験実施に当たり、あらかじめ実験計画書を作成し、動物実験委員会の許可を得、許可された実験計画書に従って実施しなければならない。
- (3) 実験者は、その実験計画書の内容につき、動物福祉の観点から少しでも疑義があるときは、本学が設置する動物実験委員会の助言を求め、有効且つ適切な実験が行えるようにしなければならない。

### 7 実験動物の選択

- (1) 供試動物の選択に当たっては、実験目的に適した動物種・匹数を選択し、

供試動物の遺伝学的、微生物学的品質及び飼育条件等を考慮しなければならない。

- (2) 供試動物の病原体汚染は、動物実験の成績を攪乱し、また、周囲の健康な動物にまで感染症を拡げる等の例がみられるので、実験者は、供試動物の感染防御に関し別に定める管理者の指示を特に守らなければならない。
- (3) 本学には検疫機能がないため、検疫証明済みの実験動物のみを導入しなければならない。

## 8 実験動物の飼育管理

実験者及び飼育者は、管理者の指示・指導のもと、施設・設備等の維持・管理に配慮し、給餌、給水等の適切な飼育管理に努めなければならない。

## 9 実験操作

実験者は、動物福祉と科学的に適正な動物実験を実施するため、実験操作に当たって麻酔等の手段により、動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。

## 10 実験中及び実験終了後の実験動物の処理

実験者は、実験計画に基づいて実験動物を死亡させ、あるいは実験終了及び中断によって不要となった実験動物を処分する場合は、速やかに実験動物に致死量以上の麻酔薬投与及び炭酸ガスの吸入等の方法により、実験動物にできる限り苦痛を与えないようにするものとする。

また、実験動物の死体の保管に当たっては冷蔵又は冷凍によって、悪臭の発生及び病原体による環境汚染等の防止に努めなければならない。

## 11 実験報告書の提出と情報公開

- (1) 実験者は、動物実験が終了した場合、別に定める動物実験報告書を動物実験委員会に提出しなければならない。
- (2) 実施された動物実験についてはその報告書に基づき、点検評価及び情報公開に努める。

## 12 安全管理等に特に注意を払う必要のある実験

物理的、化学的に危険な物質あるいは病原体等を扱う動物実験を実施する場合、実験者及び飼育者は、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染を防止することに積極的に努めなければならない。

## 13 所管課

この指針の所管課は、総務課とする。

## 14 指針の改廃

この指針の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

## 附 則

1. この指針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
2. この指針の一部を改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

3. この指針の一部を改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

